

東京都 HIV/エイズ協力歯科医療機関紹介事業 Q & A

目次

- Q 1 東京都 HIV/エイズ協力歯科医療機関紹介事業とは、どのような事業ですか。
- Q 2 この事業の目的を教えてください。
- Q 3 HIV/エイズ協力歯科医療機関に登録するにはどうしたらよいですか。
- Q 4 HIV/エイズ協力歯科医療機関に登録するための条件はありますか。
- Q 5 登録するにあたり院内感染対策として特別な対応をすべきですか。
- Q 6 この事業を利用して患者が受診する場合、どのような流れになるのですか。
- Q 7 東京都歯科医師会が仲介をして医療機関を紹介するようですが、歯科医師会の会員でなくても登録できますか。
- Q 8 登録にあたりスタッフが心得ておくべきことはありますか。
- Q 9 HIV陽性者を受け入れる日・時間が限定されても登録できますか。
- Q 10 「診療可能な範囲」に全て対応できなくても登録できますか。
- Q 11 登録するには生活保護法指定医療機関でなくても登録できますか。
- Q 12 HIV/エイズ協力歯科医療機関に登録するとどのような付随業務が生じるのですか。
- Q 13 HIV/エイズ協力歯科医療機関として登録すると、都から謝金等の対価が得られるのですか。
- Q 14 協力歯科医療機関に登録することで診療報酬上の加算等が得られるのですか。
- Q 15 いつでも登録を辞退することはできますか。
- Q 16 登録する前に HIV/エイズ歯科診療について勉強したいのですが。
- Q 17 HIV陽性者によく見られる口腔症状などがありますか。
- Q 18 登録した情報は一般に公表されるのですか。
- Q 19 事業に登録したことで風評被害が起きないか心配なのですが。
- Q 20 針刺し事故等の HIV 暴露が心配なのですが、対応についてはどうすればよいですか。
- Q 21 針刺し事故後の抗 HIV 薬の予防服用について、労災が適用されるのですか。
- Q 22 エイズ診療協力病院等から紹介を受けて診察した結果、自院では治療できない場合にはどうしたらよいのですか。
- Q 23 現在登録しているエイズ協力歯科医療機関は都内に何箇所あるのですか。
- Q 24 このような事業は他県にもあるのですか。
- Q 25 本事業についての問合せ先を教えてください。

Q 1 東京都 HIV/エイズ協力歯科医療機関紹介事業とは、どのような事業ですか。

A 1 東京都が指定するエイズ診療協力病院（A 2 5 参照）などからの要請に応じて、東京都に登録されている HIV/エイズ協力歯科医療機関の中から、患者のニーズに適した HIV/エイズ協力歯科医療機関を東京都歯科医師会が紹介する事業です。

HIV 陽性者が身近な地域で安心して歯科診療を受けられるように、東京都が東京都歯科医師会に委託して実施している事業です。

Q 2 この事業の目的を教えてください。

A 2 本事業は、エイズ協力歯科医療機関をエイズ診療協力病院等に情報提供し、患者に地域の歯科医療機関を円滑に紹介できる仕組みの整備を目的としています。

医療機関での HIV 陽性者の受入れは、HIV 感染症に対する認識不足や、HIV 感染への漠然とした不安などから、まだ十分といえません。

HIV 感染症は、感染力が弱く日常の接触では感染せず、歯科治療においても標準予防策をとっていれば感染することはありません（A 5 を参照）。

なお、HIV 感染の治療を継続すると血液中のウイルスが検出限界値未満となり、性行為でも他の人へ感染させることはありません。これを U=U（Undetectable=Untransmittable）といいます。

Q 3 HIV/エイズ協力歯科医療機関に登録するにはどうしたらよいですか。

A 3 本事業の主旨にご賛同いただける場合には、下記フォームに必要事項を入力して登録いただきます。

①登録方法

下記 URL の電子申請サイトから必要事項を入力し、登録してください。

URL : <https://logoform.jp/form/tmgform/849669>

QR コード



※メールアドレスを入力いただき、申請種類の選択で「新規」を選択いただくと登録フォームが表示されます。

②入力必要事項

ご入力いただく項目は以下のとおりとなります。

- 診療所名 ○所在地 ○最寄り駅（交通アクセス）
- 管理者名 ○担当歯科医師名
- 電話・FAX 番号・メールアドレス ○取扱保険
- 診療可能範囲（保存処置、歯周処置、補綴処置、訪問歯科など）、
条件・特記事項
- 診療可能な曜日・時間及び特記事項 ○事前予約の有無

Q4 HIV/エイズ協力歯科医療機関に登録するための条件はありますか。

A4 登録いただくにあたり、施設・設備に関する特別な要件はありません。

Q5 登録するにあたり院内感染対策として特別な対応をすべきですか。

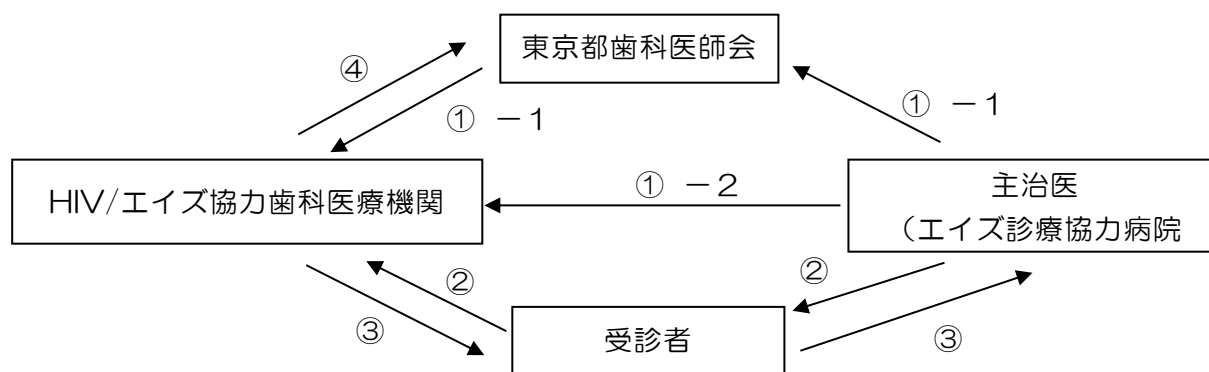
A5 感染に対するスタンダードプリコーションを行っていただければ、HIV/エイズだからといった特別な対応をとっていただく必要はありません。

Q6 この事業を利用して患者が受診する場合、どのような流れになるのですか。

A6 流れの概略は、以下のようになります。ただし、緊急の場合には、主治医を介さない場合もあります。

同封している「東京都エイズ協力歯科医療機関紹介事業」の御案内も、併せてお読みください。

- ① -1 主治医から歯科医師会を通じて患者を HIV/エイズ協力歯科医療機関に紹介
- ① -2 主治医から直接 HIV/エイズ協力歯科医療機関に患者を紹介する場合もあります。
- ② 主治医からの紹介状（診療情報提供書）を持参して受診
- ③ 治療を行い、患者受診報告書を作成し患者を通じて主治医に返送
- ④ 患者の診療後、歯科医師会に実績報告



Q7 東京都歯科医師会が仲介をして医療機関を紹介するようですが、歯科医師会の会員でなくても登録できますか。

A7 東京都歯科医師会に委託して事業を実施していますが、歯科医師会の会員でなくても登録できます。

Q8 登録にあたりスタッフが心得ておくべきことはありますか。

A8 診療所のスタッフの方がHIV/エイズに対する正しい知識を持っていただくことが必要です。他の患者と同様にHIV陽性者の方のプライバシー保護も配慮してください。本事業への登録にあたっては、スタッフの皆さんへのご説明をお願いします。また、Webサイト「エイズ予防情報ネットAPI-Net」（厚生労働省委託事業）内に以下の情報が掲載されていますので、ご参照ください。

○エイズ予防情報ネット API-Net

・「歯科衛生士のための HIV/AIDS 読本」（2020年3月）

Q 9 HIV陽性者を受け入れる日・時間が限定されても登録できますか。

A 9 通常の診療時間内全部で対応することはできず、特定の曜日・特定の時間にしか診療できない場合でも登録できます。

Q 10 「診療可能な範囲」に全て対応できなくても登録できますか。

A 10 「診療可能な範囲」に全て対応できなくても登録できます。

エイズ診療協力病院、HIV/エイズ協力歯科医療機関及び東京都歯科医師会に周知する際には、「診療可能な範囲」も併せて周知します。

Q 11 登録するには生活保護法指定医療機関でなくても登録できますか。

A 11 生活保護法指定医療機関でなくても登録できます。

Q 12 HIV/エイズ協力歯科医療機関に登録するとどのような付随業務が生じるのですか。

A 12 以下の付随業務が発生します。

①患者受診報告書の作成

エイズ診療協力病院等からの紹介状を持参して受診した患者について、紹介元の協力病院等の主治医あてに治療結果を返すために作成いただきます。3枚複写になっており、紹介元への返送分、自院での保管分、東京都歯科医師会への報告分です。

②患者実績の報告

当該月に受診したHIV陽性者の実績数を東京都歯科医師会に、四半期ごとに1回郵送で報告いただきます。その際、患者受診報告書の写しも同封していただきます。

③運営協議会への参加

HIV/エイズ協力歯科医療機関、東京都、東京都歯科医師会等が出席する運営協議会を年2回開催しています。出席は義務ではありませんが、情報交換等の場として積極的にご活用ください。

Q 13 HIV/エイズ協力歯科医療機関として登録すると、都から謝金等の対価が得られるのですか。

A 13 紹介患者の保険診療に対する診療報酬はありますが、本事業に付随する業務等（A18の業務）に対する謝礼等はありません。

Q 14 協力歯科医療機関に登録することで診療報酬上の加算等が得られるのですか。

A 14 本事業に登録いただくこと得られる診療報酬上の加算等はありません。

Q 15 いつでも登録を辞退することはできますか。

A 15 いつでも辞退することはできます。その際には、辞退届に辞退理由を記載して提出いただきます。A28の問合せ先までご連絡ください。

Q 16 登録する前に HIV/エイズ歯科診療について勉強したいのですが。

A 16 東京都では、歯科向け HIV/エイズ講習会（東京都歯科医師会に委託）を参加費無料で開催していますのでご活用ください。

歯科向け HIV/エイズ講習会（東京都歯科医師会に委託）

HIV/エイズ歯科診療等に関する座学の講習会です。

※令和6年度はオンライン形式とオフライン形式の計2回実施予定です。1回目は9月に実施し、2回目は令和7年2月に実施する予定です。

Q17 HIV陽性者によく見られる口腔症状などがありますか。

A17 従来より多くみられる症状としては、カンジダ症やカボジ肉腫などが挙げられますが、典型的な症状を示さない症例も多く、これだけで判断することは出来ません。

詳しくは、「HIV陽性者の歯科治療ガイドブック」（厚生労働省科学研究費補助金エイズ対策事業）を参照願います。

なお、同マニュアルは前述のエイズ予防情報ネットAPI-Net内に掲載されています。

Q18 登録した情報は一般に公表されるのですか。

A18 医療機関名等を東京都のホームページに掲載するなどして、一般に公表することはありません。HIV陽性者の歯科診療に係る連携が目的ですので、「電子申請フォーム」に登録いただく項目は、エイズ診療協力病院、HIV/エイズ協力歯科医療機関及び東京都歯科医師会に周知します。

Q19 事業に登録したことで風評被害が起きないか心配なのですが。

A19 登録いただいた情報は、エイズ診療協力病院、HIV/エイズ協力歯科医療機関及び東京都歯科医師会に提供されるものであり、一般に公表しておりません。個人情報の保護も適切にされておりますので、HIV/エイズ協力歯科医療機関において、風評被害が発生したとの報告はありません。

Q20 針刺し事故等のHIV暴露が心配なのですが、対応についてはどうすればよいですか。

A20 予防薬の準備が可能であるならば常備をお願いします。常備されていない医療機関においては、針刺し事故等が発生した場合には速やかにエイズ診療拠点病院（A25参照）に事前連絡して受診してください。

東京都保健医療局では「HIV感染防止のための予防服用マニュアル（一般医療機関向け）」をホームページに掲載しています。

（「東京都保健医療局 HIV 予防服用マニュアル」で検索）

また、針刺し事故への対応については、Web サイト「エイズ予防情報ネットAPI-Net」（厚生労働省委託事業）内に以下の情報が掲載されていますので、ご参照ください。

○エイズ予防情報ネット API-Net

・「医療事故後のHIV感染防止のための予防服用マニュアル」（2007年7月改訂版 国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター）

・「HIV感染症の歯科治療マニュアル」P85～88（HIV暴露、HIV暴露後の予防投与）

Q21 針刺し事故後の抗HIV薬の予防服用について、労災が適用されるのですか。

A21 労働省労働基準局長通達（平成5年10月29日付け基発第619号「C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて」）が改正され、医療従事者等に発生した針刺し事故後、HIV感染の有無が確認されるまでの期間に行われた抗HIV薬の投与について、労災保険の療養の範囲に含めることとされました。

参照通知

○平成22年9月9日基発0909第1号「労災保険におけるHIV感染症の取扱いについて」（厚生労働省労働基準局長）

○平成22年9月9日基労補発0909第1号「労災保険におけるHIV感染症の取扱いに係る留意点について」（厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）

○平成22年9月9日健疾発0909第1号「労災保険におけるHIV感染症の取扱いについて」（厚生労働省健康局疾病対策課長）

※これらの通知は、以下のサイトで検索できます。

○厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

サイトトップにアクセス⇒「通知検索」の「本文検索へ」をクリック⇒「検索語設定」の欄に「HIV 労災」と入力し「検索実行」をクリック

Q22 エイズ診療協力病院等から紹介を受けて診察した結果、自院では治療できない場合にはどうしたらよいのですか。

A22 診療の結果、自院で治療することができない場合には、その旨受診者に説明するとともに、患者受診報告書に記載のうえ、主治医に返送してください。その際、治療可能な医療機関を合わせて紹介したり、治療可能な紹介先を再調整できるよう東京都歯科医師会に速やかに連絡するなどの対応をお願いします。

Q23 現在登録しているエイズ協力歯科医療機関は都内に何箇所あるのですか。

A23 令和7年1月現在登録いただいている歯科医療機関は102箇所あります。

Q24 このような事業は他県にもあるのですか。

A24 東京都が把握している関東近県では、神奈川県、千葉県、栃木県に同様の制度があります。

Q25 本事業についての問合せ先を教えてください。

A25 〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1

東京都保健医療局感染症対策部防疫課エイズ対策担当

■電話 03-5320-4487（直通）

■メール S1150703@section.metro.tokyo.jp

※東京都のHIV/エイズ対策については、「東京都 エイズについて」でご検索下さい。